

一般社団法人日本母性看護学会
会員各位

一般社団法人日本母性看護学会
選挙管理運営部会

(社) 日本母性看護学会 選挙告示

定款および評議員選挙・役員選出規程の規定に従い、下記のとおり評議員選挙および役員（理事・監事）候補者選挙を実施します。

ニュースレター第19号でもご報告のとおり、本年の総会において評議員制の導入が決議されました。これに伴い、今回より正会員による地区別評議員選挙により評議員を選出したのちに、選出された評議員による役員候補者選挙を実施します。投票方法は昨年同様、オンライン投票システムにより行うこととなりますので、各自、ご自身の会員番号とパスワードを予めご確認ください。

つきましては、下記に示す投票期間に定められた方法で投票してください。選挙の開始は学会ホームページ、メール一斉配信にてお知らせいたしますので、期日が近くなりましたら学会からの情報配信にご注意ください。

評議員選挙の要領

1. 選挙人および被選挙人

- (1) 2018年度の会費を2018年12月31日までに納入した正会員は、選挙権を有する。
- (2) 入会年度3年以上を経過した正会員で、2018年度の会費を2018年12月31日までに納入した正会員は、被選挙権を有する。
- (3) 上記にかかわらず、住所不明の会員は所属地区割り当て不能のため、地区別選挙の選挙権・被選挙権を有しません。

2. 選挙の実施および方法

- (1) 投票期間 2019年2月5日（火）正午～2月19日（火）17時まで
- (2) 評議員選挙は、全国の都道府県を5つの地区に区分し、無記名投票によるオンライン投票システムにより行う。
- (3) 定数は2018年12月31日現在の正会員数の7%とし、小数点以下は切り上げとする。

3. 選挙地区について

- (1) 評議員選挙の地区割については本公示に同封の「評議員選挙に伴う登録情報・所属地区のご確認のお願い」をご参照ください。
- (2) 評議員選挙の有権者の所属地区は、2018年12月31日現在の会誌等の資料送付先に指定されている住所の都道府県により決定されます。前出の「評議員選挙に伴う登録情報・所属地区のご確認のお願い」にて確認をお願いしておりますので、必ずお目通しください。

役員候補者選挙の要領

1. 選挙人および被選挙人

上記の評議員選挙の当選者（就任を承諾した者）が選挙権、被選挙権を有します。

2. 選挙の実施および方法

- (1) 投票期間 2019年4月2日（火）正午～4月16日（火）17時まで
- (2) 役員候補者選挙は、無記名投票によるオンライン投票システムにより行う。
- (3) 定数は18名とする。
- (4) 監事は、選出された役員候補者の互選により、選出者を決定する。

以上